

確定拠出年金における自動移換について

確定拠出年金(DC)における自動移換への取組み①

□企業型DCの加入者は、退職により加入者資格を喪失後6ヵ月以内に、本人の責任で年金資産の移換等の手続きをすべきところ、その手続きをしなかった場合に、その資産が国民年金基金連合会(連合会)に自動的に移換(自動移換)され、運用されないまま手数料のみ引かれることとなっている。

□DCは、加入者本人の責任で運用を行う制度であり、企業を退職して企業型DCの加入者資格を喪失した際には、加入者本人が、個人型DCに加入する等の資産移換手続きをとっていただく必要がある。

※ コストや事務負担を考慮し、実際に移換手続きをとるかどうかは本人の判断。また、自動移換された年金資産を管理している連合会では、資産の保全を行うとともに、本人からの移換申出や請求があれば対応している。

□加入者本人が移換手続きを行うよう、厚生労働省・事業主・記録を管理する機関・連合会では、以下の対策を既に実施。

- ① 厚生労働省では、事業主及び記録を管理する機関(RK)に対して、退職者に対する移換手続きの説明・勧奨を行うよう、指導。
- ② 厚生労働省では、事業主から年1回受ける業務報告書において、退職者に対してどのような説明を行ったかを報告するよう省令改正。
- ③ 連合会では、自動移換者に対して通知を年1回送付して手続周知(住所不明者分は日本年金機構に住所を照会して分かる範囲で把握)。
- ④ 連合会では、平成29年1月から個人型DC加入範囲が拡大されたことから、より多くの退職者が個人型DCに加入可能になる旨を周知。

□以上の対策に加え、厚生労働省では、DC改正法により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、以下の通り施行予定(公布2年内施行)。

- Ⓐ 企業型DCの加入者が転職して他の企業型DCの加入者になったにもかかわらず、転職前の企業型DCの年金資産を転職後の企業型DCに移換する手続きをしないまま6ヵ月経過した場合には、本人の申出がなくとも、転職前の企業型DCの年金資産を転職後の企業型DCに移換。
- Ⓑ 自動移換者が企業型DCの加入者になった場合には、本人の申出がなくとも、自動移換された年金資産を企業型DCに移換。

□また、DC改正法の公布2年内施行分において、これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続き勧奨や③連合会による年1回周知の内容を政令に明記。

確定拠出年金(DC)における自動移換への取組み②

- (1) これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や③連合会による年1回周知をDC改正法の公布2年内施行分の整備政令に明記。
- (2) DC改正法(公布2年内施行分)により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、④転職前の企業型の年金資産や、⑤自動移換された年金資産を、転職後の企業型DCに移換する対策を新規に実施。

